

別紙 1

【別表第 1（第 15 条関係）（平成 9 年 7 月 1 日施行）】

区分	使用料							
	1 一般汚水	基本料金	超過料金汚水排除量 1 m <sup>3</sup> につき					
10m <sup>3</sup> まで		10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで	1,000m <sup>3</sup> を超えるもの
700 円		90 円	100 円	110 円	120 円	130 円	140 円	150 円
2 浴場汚水	汚水排除量 1 m <sup>3</sup> につき							
	0 m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで		500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで			1,000m <sup>3</sup> を超えるもの		
	35 円		40 円			45 円		

備考 算定した使用料の合計額に 10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

【別表第 1（15 条関係）（平成 21 年 4 月 1 日施行）】

区分	使用料							
	1 一般汚水	基本料金	超過料金汚水排除量 1 m <sup>3</sup> につき					
8 m <sup>3</sup> まで		8 m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで	1,000m <sup>3</sup> を超えるもの
590 円		105 円	125 円	135 円	150 円	160 円	170 円	180 円
2 浴場汚水	汚水排除量 1 m <sup>3</sup> につき							
	0 m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで		500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで			1,000m <sup>3</sup> を超えるもの		
	35 円		40 円			45 円		

備考 算定した使用料の合計額に 10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。